

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証(または登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など)
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)
- 3 自動車運転免許証(申請人又は来庁者の住所が確認できるもの)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、すみやかに返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄警察署に情報提供します。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。
「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。
(例 神栖市～〇〇市～神栖市 等)
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入して下さい。
(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入して下さい。)